

# 令和4年度 群馬県地域防災計画の主な修正事項について

総務部危機管理課

(凡例) 【風】 P.〇〇：風水害対策・雪害対策編等の該当ページを記載  
【震】 P.〇〇：震災対策編の該当ページを記載

国の防災基本計画の修正（令和4年6月）及び県の施策等を踏まえ、主に以下の事項について修正する。

## 1 国の防災基本計画修正（令和4年6月）を踏まえた修正

(1) 令和3年度に発生した災害、(2) 関連する法令の改正及び(3) 最近の施策の進展等を踏まえ、防災基本計画が修正されたことから、以下の内容について追加する。

### (1) 令和3年度に発生した災害(熱海市伊豆山土石流災害)を踏まえた修正

#### ① 盛土による災害の防止に向けた対応

○危険が確認された盛土に対する速やかな是正指導

#### ② 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

○平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理

○災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み

#### ③ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

○学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

○避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言の活用

#### ① 盛土による災害の防止に向けた対応

○危険が確認された盛土に対する速やかな是正指導

[背景] 令和3年7月に発生した静岡県熱海市における土石流災害では、盛土の崩落が被害の甚大化につながったとされている

<新規> ※【風】 P. 31、【震】 P. 33

・県（地域創生部、環境森林部、農政部、県土整備部）及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

#### ② 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

○平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理

○災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み

[背景] 静岡県熱海市で起きた土石流災害では、安否不明者の公表が効果的な活動につながった。

<新規> ※【風】P.167、【震】P.155

- ・県（危機管理課）は、発災時に安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。
- ・市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。県（危機管理課）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

### ③ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

#### ○学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

〔背景〕中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会により「第3次学校安全の推進に関する計画」が策定され、当該計画の中で地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、消防団等との連携の強化について記載された。

<新規> ※【風】P.79、【震】P.82

- ・県（私学・子育て支援課、教育委員会）及び市町村は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

#### ○避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言の活用

〔背景〕気象庁は、気象防災アドバイザーの拡充や自治体への活用促進の取組の一環として、人材の確保や会員間での情報交換を行うことなどを目的とした「気象防災アドバイザー推進ネットワーク」を設立した。これにより気象防災アドバイザーの活動を推進し、地域防災力の一層の強化に貢献を図っている。

<新規> ※【風】P.108

- ・市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

## (2) 関連する法令の改正を踏まえた修正

### ① 豪雪地帯における雪害対策の推進＝豪雪地帯対策特別措置法の改正

○除雪作業中の事故を防ぐため、命綱固定アンカーの設置や克雪に係る技術の開発・普及を促進

### ② 災害応急対策に従事する航空機の安全確保＝航空法施行規則の改正

○災害時に航空機を活用する場合、ドローン等の飛行を禁じる「緊急用務空域」の指定を国に依頼

○緊急用務空域内のドローン等の飛行許可申請に係る調整の実施

### ① 豪雪地帯における雪害対策の推進＝豪雪地帯対策特別措置法の改正

- 除雪作業中の事故を防ぐため、命綱固定アンカーの設置や克雪に係る技術の開発・普及を促進

[背景] 人口減少・高齢化の進展、気候変動による異常降雪、除排雪中の事故の増加、財源の不安定性等の諸問題により、豪雪地帯が 困難な状況に直面していることを踏まえ、時代に合った見直しを実施した。

<新規> ※【風】P. 29

- ・県及び市町村は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。また、県は、事故防止対策について、様々な情報を収集し、市町村等に提供するものとする。

### ② 災害応急対策に従事する航空機の安全確保＝航空法施行規則の改正

- 災害時に航空機を活用する場合、ドローン等の飛行を禁じる「緊急用務空域」の指定を国に依頼
- 緊急用務空域内のドローン等の飛行許可申請に係る調整の実施

[背景] 緊急用務を行う航空機が飛行する空域（緊急用務空域）を指定し、原則、無人航空機の飛行を禁止することで、緊急対応を行う航空機の活動に支障が生じないように措置した。

<新規> ※【風】P. 178、【震】P. 167

- ・県（消防保安課）は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼し、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

### (3) 最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ① 線状降水帯に関する情報発信
- ② 避難所における食物アレルギーへの配慮
- ③ 避難所における再生可能エネルギーを活用した非常用電源設備等の整備  
など

#### ① 線状降水帯に関する情報発信

[背景] 気象庁が線状降水帯予測を令和4年6月1日から開始した。

<新規> ※【風】P. 44

- ・前橋地方気象台は、気象予測の高度化を図る。特に、降水短時間予報等時間的・地域的に細分化した大雨予測技術や竜巻等突風予測技術の精度向上を行うものとする。また、線状降水帯等の災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報を早い段階から分かりやすい形で提供することに努めるものとする。

## ② 避難所における食物アレルギーへの配慮

[背景] 厚生労働省が「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」の一部を改正した。

<新規> ※【風】P. 198、【震】P. 189

- ・避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

## ③ 避難所における再生可能エネルギーを活用した非常用電源設備等の整備

[背景] 自然災害時に想定される大規模停電への備えや再生可能エネルギー施策の進展等による。

<新規> ※【風】P. 67、【震】P. 67

- ・市町村は、指定避難所において、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

# 1 「火山噴火（爆発）防災計画」の内容を統合

令和4年度で廃止する「火山噴火(爆発)防災計画」について、内容を整理した上で当計画火山編に統合する。

※内容については、新旧対照表を参照